

平成21年(わ)第1800号名誉毀損被告事件

被告人 大高 正二

冒 頭 陳 述 要 旨

平成21年11月9日

千葉地方裁判所 刑事第1部 御中

弁護士 弁護士 徳彦



同 西村 誠



上記被告人に対する頭書被告事件につき、弁護士が証拠によって証明しようとする事実は、下記のとおりである。

記

第1 街宣行為について

公訴事実に記載されている街宣行為を被告人が行ったことについては、認める。

第2 違法性阻却事由(刑法230条の2)

1 被告人の摘示した事実の概要は、以下のとおりである。

株式会社千葉興業銀行(以下「千葉興銀」)は、日本橋設計工務を介して日本橋建設へ融資するという迂回融資を画策した。

日本橋設計工務は、平成元年2月27日に、相被告人山野咲子(以下「山野」という。)の母保枝所有の土地(以下「本件土地」という。)に自己の所有権登記があることを奇貨として、迂回融資の担保として、本件土地に千葉興銀行名義の抵当権を設定した。千葉興銀は、抵当権設定時、

本件土地が、日本橋設計工務の所有ではないことを認識していた。

その後、山野が本件土地を相続し、日本橋設計工務から山野に抵当権設定登記が付されたまま所有権移転登記がなされた。

山野は、千葉興銀が本件土地の競売を実行することを防ぐため、千葉興銀に対し、1400万円の立て替え払いを余技なくされた。

抵当権設定当時、日本橋設計工務は、本件土地に所有権を有していなかったのであるから、本件抵当権は無効である。それにも関わらず、千葉興銀は、抵当権設定登記の抹消に応じず、山野に約1400万円を支払わせたのである。

以上の事実を捉え、被告人は、千葉興銀の行った迂回融資の事実を摘示し、本件土地に抵当権を設定し、かつ、山野に約1400万円を支払わせた千葉興銀の行為を詐欺、横領、強奪犯と評価し、摘示したのである。

2 事実の公共性

公益な機関たる銀行が、迂回融資、横領行為を行ったという事実については公共性が認められる。

3 目的の公益性

被告人は、山野の被害金額を千葉興銀から取り戻すとともに、千葉興銀が今後正常な営業を行い、山野のような被害者が再び現れないようにする目的で街宣行為を行ったのであるから、目的の公益性も認められる。

4 真実性

1で述べた事実のうち、主要な点は、千葉興銀が日本橋設計工務を介して日本橋建設に迂回融資をしたこと、千葉興銀が本件土地の所有者が日本橋設計工務でないことを認識しつつ抵当権を設定したこと、無効な抵当権登記の抹消のために山野に1400万円を支払わせたことである。

真実性の立証方法については、現段階では、当時の融資担当者である松田正文氏の尋問を予定している

なお、被告人は、確実な資料・根拠に基づいて上記事実が真実であるとの認識の下に本件街宣行為を行ったのであるから、仮に、千葉興銀の迂回融資・横領行為が真実ではないとしても、故意は認められない。

第3 公訴権の濫用

被告人は、逮捕以前、東京地方・高等裁判所前で、継続的に街宣行為を行っていた。

この街宣行為を中止させたい検察・警察は、被告人を無実の罪で逮捕しようと目論み、暴行罪の容疑で一度逮捕を行った。

また、被告人が、千葉興銀の前で街宣行為を行っていると、今度は、公務執行妨害の容疑で、再び被告人を逮捕・勾留した。この被疑事実について不起訴処分となされた当日に、さらに、名誉毀損で逮捕・勾留し、起訴までしたのである。

名誉毀損罪における警察・検察の取調べに対し、被告人は何回も千葉興銀の詐欺、横領、強奪の実体を訴えたにもかかわらず、警察・検察は、それらを調査もせず、千葉興銀の訴えのみを聞き入れ、被告人を起訴したものである。警察・検察は、真の犯罪人と共謀して、無実の者を罪人に仕立て上げることを職務としているとしか考えられない。

以上のように、本件起訴は、被告人を犯罪者に仕立て上げることで、街宣行為を止めさせようとの目論みの下なされたものである。

したがって、本件起訴は、公訴権の濫用にあたる。

以上